

令和6年度沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金 (一部早期給付)

(沖縄県内の私立高等学校等に通う生徒向け)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、住民税(所得割)非課税世帯又は生活保護世帯(生業扶助受給)を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

通常の申請時期は7月ですが、比較的負担の大きい新入生の保護者を対象として、希望者には前倒しで一部(4月から6月分)給付金を支給します。(返還不要)

－制度概要－



私立高校生
が対象です

★申請の対象となる世帯

令和6年4月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 生徒の保護者等が、沖縄県内に在住していること。
※保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 保護者等全員の令和5年度(令和4年分)の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税(0円)であること。又は生活保護(生業扶助)を受給している。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

★生徒一人あたりの給付額(早期給付及び年額 ※私立高等学校等の場合)

世帯状況		早期給付 4～6月分	通常給付 7～3月分	年額 (合計額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		13,150円	39,450円	52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	35,650円	106,950円	142,600円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,650円	116,350円	152,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	13,025円	39,075円	52,100円

※7～3月分は、7月の申請により給付します。(再申請が必要です)

★ 提出書類 ー 該当する世帯をご確認くださいー

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式第 1-1 号、1-2 号）
- ②「生活保護受給証明書」（様式第 2 号）

※令和 6 年 4 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。

- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」

※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。

銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。

- ④「振込依頼書」

※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

（1）対象生徒が、「通信制及び専攻科の高校に通う」場合

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式第 1-1 号、1-2 号または、専攻科用：様式第 1-7 号、1-8 号）
- ②「令和 5 年度（令和 4 年分）課税証明書」（市町村発行）もしくはマイナンバーカードの写し
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。
- ⑤「個人対象要件証明書」（専攻科の生徒のみ）（様式 9-1 号）
※令和 6 年 4 月 1 日以降、学校長の証明を受けてください。

（2）対象生徒が、「通信制及び専攻科以外」の高校等（全日制）に通う場合

上記（1）に記載の①～④を提出してください。

○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」
（様式第 1-4、1-5 号または、専攻科用：様式第 1-9 号、1-10 号）
- ② 保護者等全員の「令和 5 年度（令和 4 年分）課税証明書」（市町村発行）
もしくは、マイナンバーカードの写し
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ④「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の
口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑤保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
※離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、
または税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
※離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑥家計急変前後の収入を証明する書類
※給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与
明細書 3 か月分以上（家計急変後）
※営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成し
た証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成
し提出ください。
- ⑦保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類
※扶養親族分の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されていな課税証明書
（全項目証明書）

○奨学のための給付金の学校の代理受領について

奨学のための給付金は、保護者等に代わり学校が代理受領し学校徴収金に充てる
ことができます。学校の代理受領に当たっては、保護者等（申請者）が給付金の受領
を学校に委任する必要があります。

代理受領を希望される場合は「委任状（様式 8）」も申請書類に添付し、学校に
提出してください。

★申請書提出先

〇〇高等学校 事務局窓口

★申請期間について（県への提出期限）

【一部早期給付／家計急変】令和 6 年 5 月 22 日（水）必着

★様式のダウンロードについて

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/index.html>

★問い合わせ先

〇〇高等学校等 事務局

電話番号：

又は

沖縄県総務部総務私学課 私学・法人班 「奨学給付金担当」

電話番号：098-866-2074

給付金対象者及び給付額の「確認シート」（別紙）があります。
給付金を申請する前に必ずご確認頂きますようお願いいたします。